

一斉休憩の適用除外に関する労使協定

社会福祉法人ぴゅあ 理事長 河内 守正と職員代表 森本 美咲は、一斉休憩の適用除外に関し、次のとおり協定する。

第1条（適用対象者）

すべての従業員を対象とする。

第2条（休憩の付与方法）

就業規則第22条若しくは1箇月単位の変形労働時間制、フレックスタイム制労使協定等の労使協定に定める時間帯に一斉付与する。

2 事業所の管理者は業務の都合により、当該従業員の同意を得て、継続または分割した60分の休憩を付与することができる。

3 従業員は、休憩を中断せざるを得ない不測の事態若しくは危機管理面による対応などで、休憩時間帯を変更したいときは、各自の裁量による判断で、勤務の時間の途中において、取得するものとする。

4 前2項の規定は、利用者の直接支援に要する場合において適用されるもので、その他の事業所業務において、恒常的に用いてはならない。

令和2年4月1日

社会福祉法人ぴゅあ 理事長 河内 守正

職員代表 森本 美咲